

議案第 33 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）及び附則第5項（見出しを含む。）中「平成33年2月5日」を「令和3年2月5日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の支給に関する特例措置）

- 6 令和2年6月及び同年12月に支給する管理者の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項中「市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円」とあるのは、「10万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。